

令和元年 8 月 30 日  
内閣府

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく  
「アジア地域原子力協力に関する調査業務」  
に係る落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「アジア地域原子力協力に関する調査業務」（以下「本業務」という。）について、下記のとおり落札者を決定し、契約を締結しました。

記

1. 落札者及び契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名  
東京都港区新橋 5 丁目 18 番 7 号  
公益財団法人 原子力安全研究協会 理事長 杉浦 紳之
2. 契約金額（落札金額）：91,053,884 円（消費税込み）  
※業務請負期間（平成 31 年 4 月 26 日～令和 4 年 3 月 31 日）の額
3. 落札者の総合評価点：83.14 点  
総合評価点数（150 点満点）＝価格点（50 点満点）＋技術点（100 点満点）
4. 落札者決定の経緯及び理由  
「アジア地域原子力協力に関する調査業務民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（2 者）から提出された提案書について、技術審査委員会により審査した結果、2 者とも技術点は評価基準を満たしていた。平成 31 年 4 月 16 日（火）に開札したところ、予定価格の範囲内の価格が提示され、価格点も含めて総合評価を行った結果、上記の者を落札者とした。
5. 契約相手方（落札者）における本業務の実施体制及び実施方法の概要  
アジア原子力協力フォーラム（Forum for Nuclear Cooperation in Asia: FNCA）には、日本、オーストラリア、バングラデシュ、中国、インドネシア、カザフスタン、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナムの 12 カ国（この他に IAEA

がオブザーバー参加)が参加している。FNCAの構成としては、内閣府が主導して①上級行政官会合、②大臣級会合、③コーディネーター会合、④パネル会合を開催し、文部科学省が主導して7の個別プロジェクト(2019年8月現在)を実施している。

本事業では、各会合の運営業務、事前調査及び取りまとめを実施要項に基づき実施する。

本業務の実施に当たっては、業務責任者1名、業務担当者10名程度を配置する。

## 6. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 業務の概要

- 5.に記載する各会合において、事務局として円滑な運営を行う。
- 調査対象国の原子力政策の動向や関心事等、会合の議論に資する事前調査を行う。
- 各会合での議論の結果を踏まえて、各国の原子力利用状況の的確な把握および地域協力への方策について取りまとめを行う。

### (2) 確保されるべき質

本業務の実施において、確保されるべき質として求められるのは、以下のとおりである。ただし、契約相手方(落札者)の責に帰すべき事由によらずに目的を達成できない場合はこの限りではない。

- イ) 契約相手方(落札者)は、アジア地域原子力協力に関する業務において、作成・提出された作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。
- ロ) 会合終了後に実施する会合参加者へのアンケート(契約相手方(落札者)の評価対象とするのはQ1、Q2、Q3の3項目とする)において、満足度95%以上を目標とすること。
- ハ) 各会合の事前調査について、内閣府・原子力委員会の評価の【全体評価】で「3.必要十分な調査がされている。」以上の評価を得ること。「2.調査不十分(追加調査)」もしくは「1.再調査」の評価だった場合は再調査を行い、最終評価において「再調査依頼について適切な対応がとられた」の評価を得ること。

## 7. 本業務の実施期間

委託契約の契約期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする

## 8. 契約相手方(落札者)が、内閣府・原子力委員会に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実

## 施の確保のために講ずべき事項

### (1) 報告すべき事項

#### ① 報告等

本業務が適正かつ確実な実施を確保するため、内閣府・原子力委員会が進捗状況等について報告を求めた場合には、契約相手方（落札者）は速やかに応じなければならない。また、内閣府・原子力委員会は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ契約相手方（落札者）との情報交換の場を設けるものとする。

#### ② 調査

内閣府・原子力委員会は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、契約相手方（落札者）に対して必要な報告を求め、又は、事務所等に立ち入り、実施の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

#### ③ 指示

内閣府・原子力委員会は、本業務を適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、契約相手方（落札者）に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

契約相手方（落札者）は、本事業に関して内閣府・原子力委員会が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。契約相手方（落札者、その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の規定がある。

### (3) 契約に基づき契約相手方（落札者）が講ずべき措置

#### ① 委託事業の開始及び中止

##### イ) 業務の開始

契約相手方（落札者）は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に業務を開始しなければならない。

##### ロ) 業務の中止

契約相手方（落札者）は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ内閣府・原子力委員会と協議し承認を得なければ

ならない。

② 公正な取扱い

イ) 契約相手方（落札者）は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ) 契約相手方（落札者）は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

契約相手方（落札者）は、事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。ただし、調査客体への謝礼支給は除く。

④ 宣伝行為の禁止

イ) 事業の宣伝

契約相手方（落札者）及び事業に従事する者は、内閣府・原子力委員会の名称やその一部を用い、事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務がアジア地域原子力協力に関する調査の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

ロ) 自らが行う事業の宣伝

契約相手方（落札者）は、事業を実施するにあたり自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

契約相手方（落札者）は、事業を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

契約相手方（落札者）は、事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録及び帳簿

契約相手方（落札者）は、事業に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管し、内閣府・原子力委員会の要求があるときは、提示できる状態にしておかなければならない。

⑧ 権利の譲渡

契約相手方（落札者）は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

イ) 成果物の著作権及び版権は全て内閣府・原子力委員会に帰属する。

ロ) 契約相手方（落札者）は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、

あらかじめ内閣府・原子力委員会の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

契約相手方（落札者）は、事業を実施するにあたり、内閣府・原子力委員会の許可を得ることなく自ら行う事業又は内閣府・原子力委員会以外の者との契約（内閣府・原子力委員会との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 個人情報の取扱い

- イ) 契約相手方（落札者）は、内閣府・原子力委員会から預託を受けた個人情報を第三者に預託もしくは提供し、又はその内容を知らせてはならない。
- ロ) 契約相手方（落札者）は、預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変してはならない。
- ハ) 契約相手方（落札者）は、預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ニ) 内閣府・原子力委員会は、必要があると認めるときは、契約相手方（落札者）の事務所、事業現場等において、預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をし、契約相手方（落札者）に対し必要な指示をすることができる。
- ホ) 契約相手方（落札者）は、預託を受けた個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに内閣府・原子力委員会に返還するものとする。
- ヘ) 契約相手方（落札者）は、預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、内閣府・原子力委員会に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- ト) イ) 及びロ) の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

⑫ 再委託の取扱い

イ) 全部委託の禁止

契約相手方（落札者）は、事業の実施にあたり、その全部を一括として再委託してはならない。

ロ) 再委託の合理性等

契約相手方（落札者）は、事業の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ハ) 契約後の再委託

契約相手方（落札者）は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで内閣府・原子力委員会の承認を受けなければならない。

二) 再委託先からの報告

契約相手方（落札者）は上記 ロ) 又はハ) により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ) 再委託先の義務

再委託先は、前記の個人情報の保護並びに秘密保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、契約によらない自らの事業の禁止、及び権利義務の帰属については契約相手方（落札者）と同様の義務を負うものとする。

へ) 契約相手方（落札者）の責任

契約相手方（落札者）が再委託先に業務を実施させる場合は、全て契約相手方（落札者）の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、契約相手方（落札者）の責めに帰すべき事由とみなして、契約相手方（落札者）が責任を負うものとする。

⑬ 契約内容の変更

契約相手方（落札者）及び内閣府・原子力委員会は、事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の事由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

⑭ 契約の解除

内閣府・原子力委員会は、契約相手方（落札者）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- ロ) 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ハ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

内閣府・原子力委員会は、上記 イ)、ロ)、ハ) により契約を解除する際は、既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

内閣府・原子力委員会は、契約相手方（落札者）が前項の規定による金額を指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

⑯ 不可抗力免責

契約相手方（落札者）は、上記事項にかかわらず不可抗力により委託事業の全部もしくは一部の実施が遅延又は不能となった場合は責任を負わないものとする。

⑰ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、契約相手方（落札者）と内閣府・原子力委員会が協議するものとする。

9. 契約相手方（落札者）が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して契約相手方（落札者）が負うべき責任等

(1) 受託者に対する求償

内閣府・原子力委員会が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等にもとづき該当第三者に対する賠償を行ったときは、内閣府・原子力委員会は契約相手方（落札者）に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について内閣府・原子力委員会の責めに帰すべき理由が存する場合は、内閣府・原子力委員会が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 内閣府・原子力委員会に対する求償

契約相手方（落札者）が民法（明治29年法律第89号）第709条に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について内閣府・原子力委員会の責めに帰すべき理由が存するときは、契約相手方（落札者）は内閣府・原子力委員会に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

以 上